津市訓令第41号

庁中一般 出先機関

津市地域包括支援センター設置規程を次のように定める。

平成18年3月31日

津市長 松 田 直 久

津市地域包括支援センター設置規程

(設置)

第1条 この規程は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の3 9第2項の規定に基づき、地域包括支援センター(以下「センター」という。 を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。
 - (1) センターの運営に関すること。
 - (2) 介護予防事業及び新予防給付に関する介護予防ケアマネジメントに関すること。
 - (3) 高齢者等の総合相談及び支援に関すること。
 - (4) 高齢者等に対する虐待の防止及び早期発見等の権利擁護事業に関すること。
 - (5) 包括的及び継続的ケアマネジメント支援業務に関すること。
 - (6) 前各号に掲げる業務のほか、市長が必要と認める高齢者等に係る支援に関すること。

(所管)

第3条 センターは、健康福祉部高齢・障がい福祉課の所管とする。

(職員)

- 第4条 センターに、センター長その他別表に掲げる資格を有する職員(以下「センター職員」という。)を置く。
- 2 センター長には、高齢・障がい福祉課長の職にある者をもって充てる。
- 3 センター長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 センター職員は、上司の命を受けてセンターの事務を処理する。 (委任)
- 第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

専門職種	専門職種同等資格者
主任介護支援専門員	次の各号のすべての条件を満たす介
	護支援専門員有資格者
	(1) 実務経験を有する介護支援専門員
	又は現に介護支援専門員を指導して
	いる介護支援専門員
	(2) ケアマネジメントリーダー研修受
	講者
	(3) ケアマネジメントリーダー実務
	(相談、地域の介護支援専門員へ
	の支援等)に従事している者
保健師	地域ケア、地域保健等の経験を有す
	る看護師
社会福祉士	福祉事務所の現業員等の業務経験が
	5 年以上又は介護支援専門員の業務経
	験が3年以上で高齢者の保健福祉に関
	する相談援助業務に3年以上従事した
	経験を有する者

津市告示第132号

津市自転車等の放置の防止に関する条例(平成18年津市条例第209号) 第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年3月16日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成18年3月16日
- 2 保管期間 撤去日より180日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 3 1 4 2

津市告示第133号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から2週間一般 の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 17 日

津市長 松 田 直 久

1 路線名 1226 栗真町屋町第28号線道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市栗真町屋町字中新畑 576番 2 から			
	旧	$4.0 \sim 6.0$	37.0
津市栗真町屋町字中新畑 576番2まで			
津市栗真町屋町字中新畑 576番 2 から			
	新	$3.2 \sim 3.4$	26.0
津市栗真町屋町字中新畑 576番2まで			

2 路線名 1235 栗真町屋町第36号線道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市栗真町屋町字南浜 1337番 1 から			
	旧	$4.0 \sim 12.0$	65.0
津市栗真町屋町字南浜 1371番 4まで			
津市栗真町屋町字南浜 1337番 1 から			
	新	$4.0 \sim 6.6$	67.0
津市栗真町屋町字南浜 1371番4まで			

津市告示第134号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から2週間一般 の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始
			年月日
		津市栗真町屋町字中新	
		畑576番2から	平成18年
1 2 2 6	栗真町屋町第28号線	津市栗真町屋町字中新	3月17日
		畑576番2から	
		津市栗真町屋町字南浜	
		1337番1から	平成18年
1 2 3 5	栗真町屋町第36号線	津市栗真町屋町字南浜	3月17日
		1371番4まで	

津市告示第135号

平成18年産の麦に適用する基準共済掛金率を津市農業共済条例第37条第2項の規定により告示する。

平成18年3月17日

津市長 松田直久

農作物 共済月 的類等	農作物共 済の共済 事故等に よる種別		済の共済 事故等に			法第107条第4項の 規定による危険段階別	単位 当 り 済 額	共 済 掛金率	農家負担 共済掛金 率		
麦 1 類	06条 0 第1項 0 第1号 分 に規定 の する金 3	1 0 0 分 の 3 0	1	危険段階基準共済掛金 設定要領(以下「要領」 という。)により算出し た平成10年産から平成 14年産までの麦の被害 率の平均15.0%以上の 組合員等	128	10. 512	4. 972176				
	とする農作物共済	とする 農作物	とする 農作物	とする 農作物	農作物	2	要領により算出した平成10年産から平成14年産までの麦の被害率の平均が9.8%以上15.0%未満の組合員等	128	7. 979	3. 774067	
											3
				4	要領により算出した平成10年産から平成14年産までの麦の被害率の平均が2.1%以上5.2%未満の組合員等	128	6. 129	2. 899017			
					要領により算出した平成10年産から平成14年	128	5. 256	2. 486088			
				平成 18 年産の麦より新 しく加入する組合員等	128	6. 539	3. 092947				

				1 0 0 分 の	1	要領により算出した平成10年産から平成14年産までの麦の被害率の平均が15.0%以上の組合員等	128	7. 454	3. 592828
		4 0	2	要領により算出した平成10年産から平成14年産までの麦の被害率の平均が 9.8%以上15.0%未満の組合員等	128	5. 658	2. 727156		
			3	要領により算出した平成10年産から平成14年産までの麦の被害率の平均が5.2%以上9.8%未満の組合員等	128	4. 778	2. 302996		
			4	要領により算出した平成10年産から平成14年産までの麦の被害率の平均が2.1%以上5.2%未満の組合員等	128	4. 346	2. 094772		
			5	要領により算出した平成10年産から平成14年産までの麦の被害率の平均が2.1%未満の組合員等	128	3. 727	1. 796414		
				平成 18 年産の麦より新 しく加入する組合員等	128	4.637	2.401966		
	50条 の3の 3第1 項に規 定する	1 0 0 分 の 1		要領により算出した平成10年産から平成14年産までの麦の被害率の平均が 15.0%以上の組合員等		16. 675	7. 737200		
		0	2	要領により算出した平成10年産から平成14年産までの麦の被害率の平均が 9.8%以上15.0%未満の組合員等		12. 657	5. 872848		
			3	要領により算出した平成10年産から平成14年産までの麦の被害率の平均が5.2%以上9.8%未満の組合員等		10. 689	4. 959696		
			4	要領により算出した平成10年産から平成14年産までの麦の被害率の平均が 2.1%以上 5.2%未満の組合員等		9. 723	4. 511472		

		5	要領により算出した平成10年産から平成14年産までの麦の被害率の平均が2.1%未満の組合員等	8. 338	3. 868832
			平成 18 年産の麦より新 しく加入する組合員等	10.373	4.813072
麦 2 類 麦 5 類	法 0 第第にす額第6 1 1 規るを	1 0 0 分 の 3 0		6. 539	3. 092947
	済金額 と 農 本済 共済	1 0 0 分 の 4 0		4. 637	2. 401966
	法 5 の 3 項定金共額る物第 0 3 第にす額済と農共1条の1 規るを金す作済	1 0 0 分 の 1 0		10. 373	4.813072

津市告示第136号

津市個人情報保護条例第46条第1項の規定に基づく出資法人等の指定について次のように定める。

平成18年3月17日

津市長 松 田 直 久

津市個人情報保護条例第46条第1項の規定に基づく出資法人等の指定 津市個人情報保護条例(平成18年津市条例第24号)第46条第1項の市 長が別に定めるものを次のように定める。

津市土地開発公社

社会福祉法人津市社会福祉事業団財団法人津市社会教育振興会株式会社津市伊勢湾ヘリポート

青山高原保健休養地管理株式会社社会福祉法人津市社会福祉協議会

社団法人津市シルバー人材センター

津市告示第137号

平成18年津市告示第72号の一部を次のように改正し、平成18年1月31日から 適用する。

平成18年3月17日

津市長 松 田 直 久

表中「社会福祉法人里山学園」を「社会福祉法人里山学院」に、

津市告示第138号

津市自転車等の放置の防止に関する条例(平成18年津市条例第209号) 第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年3月17日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成18年3月17日
- 2 保管期間 撤去日より180日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 3 1 4 2

津市告示第139号

津市自転車等の放置の防止に関する条例(平成18年津市条例第209号) 第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年3月20日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成18年3月20日
- 2 保管期間 撤去日より180日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 3 1 4 2

(平成18年3月20日 掲示済)

津市告示第140号

津市自転車等の放置の防止に関する条例(平成18年津市条例第209号) 第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年3月22日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成18年3月22日
- 2 保管期間 撤去日より180日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 3 1 4 2

(平成18年3月22日 掲示済)

津市告示第141号

津市自転車等の放置の防止に関する条例(平成18年津市条例第209号) 第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年3月23日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成18年3月23日
- 2 保管期間 撤去日より180日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 3 1 4 2

(平成18年3月23日 掲示済)

津市告示第142号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において告示の日から2週間一般の縦 覧に供する。

平成18年3月24日

津市長 松 田 直 久

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始 年月日
144	太郎生旧道線	津市美杉町太郎生字西ノ垣 内995番1から 津市美杉町太郎生字南谷1 101番3まで	平成18年 3月24日

(平成18年3月24日 掲示済)

津市告示第143号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第2項の規定に基づき、平成18年3月26日をもって津市と阿左美水園競艇組合との間におけるモーターボート競走施行に伴う場間場外発売事務の管理及び執行の委託を廃止する。

平成18年3月24日

津市長 松 田 直 久 (平成18年3月24日 掲示済)

津市告示第144号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第2項の規定に基づき、平成18年3月26日をもって津市と阿左美水園競艇組合との間におけるモーターボート競走施行に伴う場間場外発売事務の管理及び執行の受託を廃止する。

平成18年3月24日

津市長 松 田 直 久 (平成18年3月24日 掲示済)

津市告示第145号

津市自転車等の放置の防止に関する条例(平成18年津市条例第209号) 第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年3月24日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成18年3月24日
- 2 保管期間 撤去日より180日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 3 1 4 2

(平成18年3月24日 掲示済)

津市告示第146号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の 規定に基づき、モーターボート競走施行に伴う場間場外発売事務の管 理及び執行を次の規約によりみどり市に委託する。

平成18年3月27日

津市長 松 田 直 久

記

別紙のとおり

別 紙

津市とみどり市との間におけるモーターボート競走施行に伴う 場間場外発売事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

- 第1条 津市(以下「甲」という。)は、甲が実施するモーターボート競走のうちみどり市(以下「乙」という。)との協議により別に定めるモーターボート競走の施行に伴う場間場外発売場における場外発売事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、乙に委託する。ただし、委託事務を行う場間場外発売場については、甲、乙協議の上、別に定めるものとし、勝舟投票券の払戻及び返還場所については、乙が指定する場所とする。
- 2 前項ただし書に定める場間場外発売場における勝舟投票券を発売 する日については、甲、乙協議の上、別に定める。

(経費の負担)

- 第2条 甲は、委託事務の管理及び執行に要する経費を乙に交付する ものとし経費の内訳、金額及び交付の時期については、甲、乙協議 の上、別に定めるものとする。
- 2 乙は、前項の協議に当たって、委託事務に要する経費の積算根拠を明らかにした書類を甲に提出するものとする。

(予算の執行)

第3条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出を、毎年 度乙のモーターボート競走事業に係る会計の歳入歳出予算において 分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(損害の賠償)

第 5 条 乙の責めに帰すべき事由によって甲に損害を与えた場合は、 乙においてその賠償の責めを負うものとし、甲の責めに帰すべき事 由によって乙に損害を与えた場合は、甲はその賠償の責めを負うものとする。

(定めのない事項の協議)

第6条 この規約に定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲、 乙協議の上、定めるものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例及び規則その他の規程の全部若しくは一部を変更しようとする場合においては、乙は、あらかじめ、甲に通知しなければならない。

附則

この規約は、平成18年3月27日から施行する。

津市告示第147号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の 規定に基づき、モーターボート競走施行に伴う場間場外発売事務の管 理及び執行を次の規約によりみどり市から受託する。

平成18年3月27日

津市長 松 田 直 久

記

別紙のとおり

別 紙

みどり市と津市との間におけるモーターボート競走施行に伴う 場間場外発売事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

- 第1条 みどり市(以下「甲」という。)は、甲が実施するモーターボート競走のうち津市(以下「乙」という。)との協議により別に定めるモーターボート競走の施行に伴う場間場外発売場における場外発売事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、乙に委託する。ただし、委託事務を行う場間場外発売場については、甲、乙協議の上、別に定めるものとし、勝舟投票券の払戻及び返還場所については、乙が指定する場所とする。
- 2 前項ただし書に定める場間場外発売場における勝舟投票券を発売 する日については、甲、乙協議の上、別に定める。

(経費の負担)

- 第2条 甲は、委託事務の管理及び執行に要する経費を乙に交付する ものとし経費の内訳、金額及び交付の時期については、甲、乙協議 の上、別に定めるものとする。
- 2 乙は、前項の協議に当たって、委託事務に要する経費の積算根拠を明らかにした書類を甲に提出するものとする。

(予算の執行)

第3条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出を、毎年 度乙のモーターボート競走事業に係る会計の歳入歳出予算において 分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(損害の賠償)

第 5 条 乙の責めに帰すべき事由によって甲に損害を与えた場合は、 乙においてその賠償の責めを負うものとし、甲の責めに帰すべき事 由によって乙に損害を与えた場合は、甲はその賠償の責めを負うものとする。

(定めのない事項の協議)

第6条 この規約に定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲、 乙協議の上、定めるものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例及び規則その他の規程の全部若しくは一部を変更しようとする場合においては、乙は、あらかじめ、甲に通知しなければならない。

附則

この規約は、平成18年3月27日から施行する。